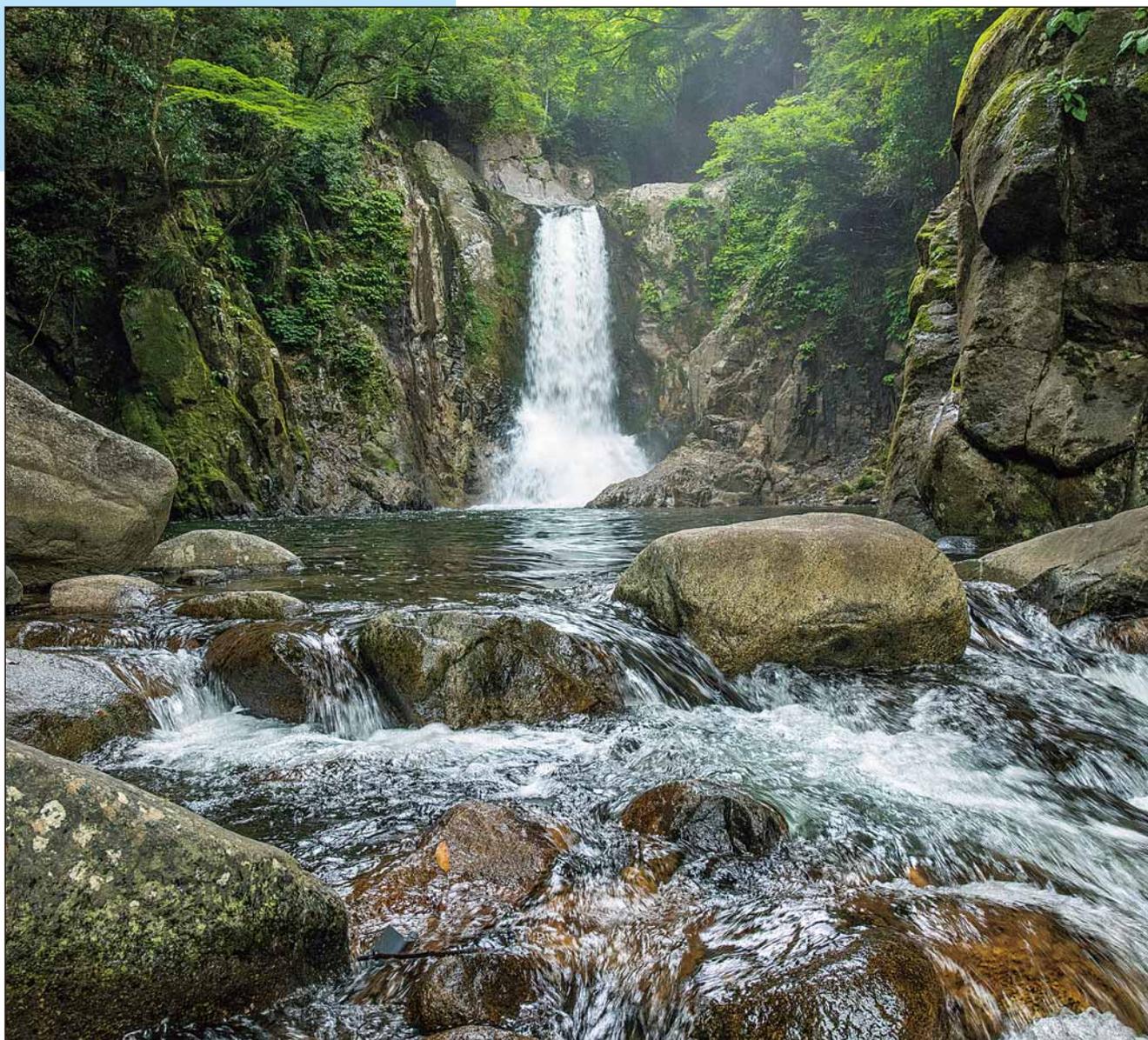


社会保険

あいち



鳴沢の滝(新城市)

〇-----
とじて保管しましょう
-----〇

《今月の主な内容》

- 愛知県社会保険協会長 就任・退任あいさつ
- 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について
- 負傷原因届・第三者行為による傷病届をご提出ください
- コラム ～日本の健康・世界の健康～
- 令和2年度 わたしと年金 エッセイ募集
- 健康保険・厚生年金保険 申請書等の提出先一覧

〔 事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。〕

〔 なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。〕

No. **540**

2020年7月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

愛知県社会保険協会長

就任のごあいさつ

夏目 典佳



盛夏の候、会員の皆様にはご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、役員改選により、前山田忠明会長の後任として当協会会長に就任いたしました。

当協会では、医療保険・年金保険制度を円滑に運営するための広報活動を始め、社会保険事務説明会や健康づくりに関する講習会の開催や福利厚生事業など、被保険者とそのご家族の生活に密着した各種事業が行われております。これらの事業は、被保険者の健康の保持増進、福祉の向上に直接結びつく事業でありますので、引き続き積極的に進めてまいりたいと存じます。

当協会といたしましては、会員事業主や被保険者の皆様のお役に立てる事業運営に努めてまいります。

前任の山田会長同様、会員の皆様のなご一層のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、簡単ではありますが、会長就任のごあいさつとさせていただきます。

退任のごあいさつ

山田 忠明



酷暑の候、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、社会保険協会の事業の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、今回の役員改選に伴い、6月17日付をもちまして愛知県社会保険協会会長の職を退任いたしました。

平成28年6月の就任以来、会員事業所で働く被保険者やそのご家族の皆様へ、毎日健康で過ごしていただくため、職場や家庭での健康管理対策事業や健康づくり事業など、各種の福利厚生事業や社会保険制度の普及推進に努めてまいりました。

この間、経済情勢を始めとして、社会保険を取り巻く環境が益々厳しくなった時期でございますが、社会保険事業発展のため精一杯の努力ができましたのも、会員の皆様の暖かいご支援とご協力のおかげであり、心から厚く御礼申し上げます。

おわりに、会員の皆様の益々のご健康とご多幸をご祈念申しあげ、簡単ではありますが、退任のごあいさつとさせていただきます。

「算定基礎届」の提出はお済みですか

毎年7月は、算定基礎届の提出月になっています。提出がお済みでない場合は、管轄の事務センターまたは年金事務所へ、早期のご提出にご協力いただくようお願いいたします。

【算定基礎届の提出が必要な方】

- 7月1日現在で勤務されている全被保険者（次の①から③のいずれかに該当する方を除く）

- ① 6月1日以降に資格取得した方
- ② 7月の随時改定に該当された方

※ 7月改定の月額変更届の提出がお済みでない場合は、速やかにご提出ください。

- ③ 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

※ 8月または9月の随時改定の要件に該当した場合は、月額変更届をご提出ください。また、随時改定に該当しないことが判明した場合は、速やかに算定基礎届をご提出ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の皆さまへ 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

猶予(特例)の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること（収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所にご相談ください。）
- ② 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

対象となる厚生年金保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。
- 上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用できます。

※令和2年2月1日から令和2年4月30日（特例施行日）までの間に納期限が到来している厚生年金保険料等（令和2年1月分から3月分）は、令和2年6月30日までの申請により遡って特例を利用できます。

申請方法

- 「納付の猶予（特例）申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。（郵送で申請いただけます。）

※申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※預金通帳や売上帳等をもとに申請書を作成してください。根拠となる書類を確認させていただく場合がありますが、書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いしますので、まずは、申請書のみを提出いただいで差し支えありません。

※国税、地方税、労働保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、その際の申請書と許可通知書の写しも合わせて提出いただくことにより、申請書の一部記載が省略できます。

- 指定期限までの申請が必要です。

※「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されますので、ご注意ください。

厚生年金保険料納付猶予相談窓口のご案内

- 猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

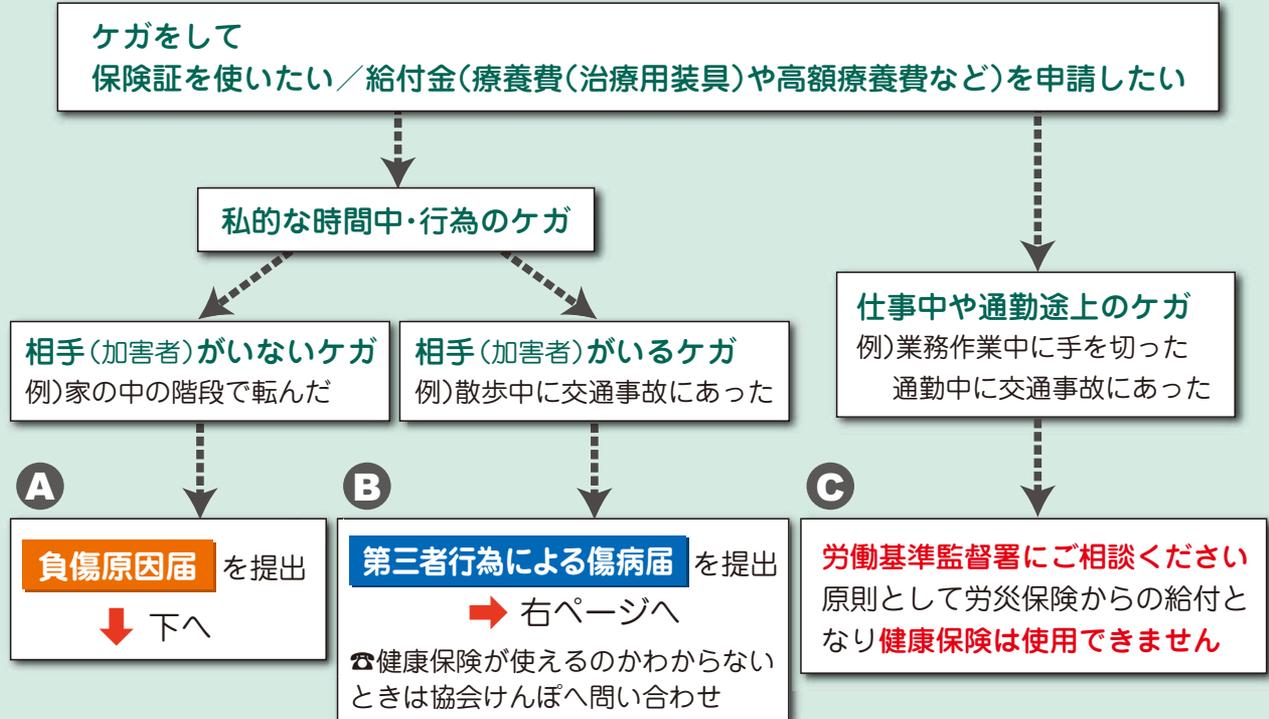
〈厚生年金保険料納付猶予相談窓口〉 ☎0570-666-228（ナビダイヤル）

※050で始まる電話ではご利用いただけません。一般電話もしくは携帯電話にておかけください。

（受付時間） 月～金（土日祝日は除く） 8：30～17：15

ケガ（負傷）をして 保険証を使うとき／給付金を申請するとき 負傷原因届・第三者行為による傷病届をご提出ください

ケガをして 保険証を使うとき／給付金を申請するとき はケガの原因によって提出書類が異なります



負傷原因届 とは？

● いつ提出すればよい？

- そのケガに起因した給付金を初めて申請するとき
↳ コルセット等をつくったときに申請する療養費（治療用装具）
高額な医療費がかかったときに申請する高額療養費など
- 協会けんぽから手紙「負傷原因照会について」が届いたとき

● なぜ提出が必要なの？

ケガの原因が

- 相手方（加害者）によるものでないか（Bのケース）
 - 仕事や通勤途上でないか（Cのケース）
- を確認するためです

- Bのケースに該当することがわかった場合
…追加で「第三者行為による傷病届」をご提出いただきます
- Cのケースに該当することがわかった場合
…協会けんぽが支払った医療費を返還いただく場合があります

● 記入する際に気をつけることは？

ケガをしたときの状況はなるべく詳しく、具体的に記入しましょう
いつ・どこで・なにが原因でケガをしたのが重要です

第三者行為による傷病届 とは？

● いつ提出すればよい？

相手がいる状況（第三者行為）でケガをして、健康保険を使って治療したいときにご提出ください

● 相手がいる状況(第三者行為)の例

交通事故／暴行傷害／他人が飼っている犬に咬まれた など



● 提出までの流れ

1. 医療機関の窓口でケガの原因が交通事故などによるものであることを申し出る
2. 協会けんぽに「第三者行為による傷病届」を提出する

☞届出がすぐに提出できないときは、ご加入の協会けんぽ支部まで事故などの状況を電話で連絡

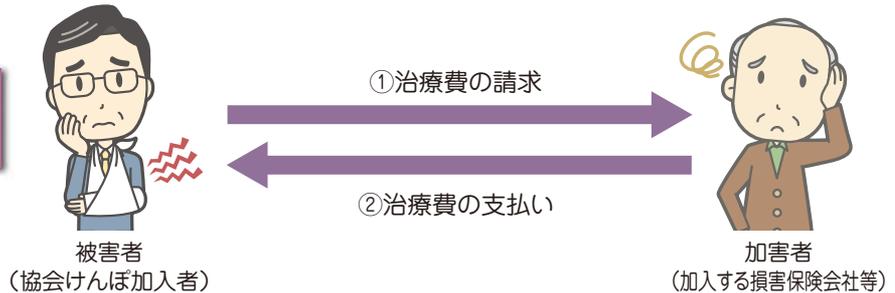
➔ 後日できるだけ早く提出する

届出の詳細は

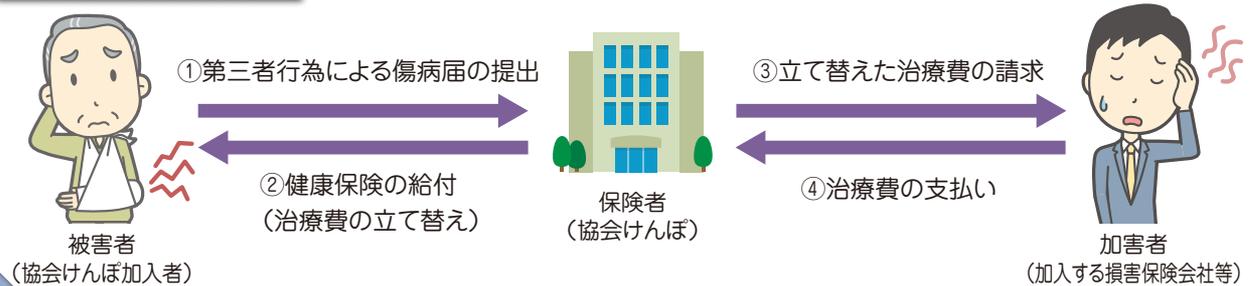
● なぜ提出が必要なの？

健康保険で立て替えて支払った本来加害者が支払うべき治療費を、協会けんぽが加害者側に請求するためです

健康保険を使わない場合
(本来の流れ)



健康保険を使う場合



記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので、健康保険組合の加入者様は内容が異なる場合があります。

協会けんぽの紙面（4,5ページ）についてのお問い合わせはこちら

 **全国健康保険協会 愛知支部**
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

TEL: 052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30～午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

手続きは
郵送でお願い
します



メールマガジンに是非ご登録ください。

健康保険、健康づくりに関する最新情報をお届けします。

3ステップで簡単登録!

- 1 ご登録画面へアクセス
- 2 新規登録をクリック
- 3 アドレスなど入力、確認ボタンをクリック





～日本の健康・世界の健康～

マスク・カルチャー

名古屋大学大学院医学系研究科 国際保健医療学・公衆衛生学 講師 江 啓 発

マスクが、新型コロナウイルスの出現で世界的に存在感を増している。感染症予防の効果の有無については、研究結果が分かれており、決定的なエビデンスはまだないが、咳やくしゃみによる飛沫の飛散を防ぎ、感染者が他者に拡散させないことができるのは確かだ。

興味深いのは、欧米と東アジアのマスクに対する認識の違いとその変遷である。東アジアでは、もともと、広くマスクが受け入れられる土壌がある。学校教育で風邪予防という認識が浸透し、若者の間ではファッションとなったり、マスク着用で精神的安心感を得ている人もいと聞く。日本では、1973年に現在マスクの主流である不織布製ブリーツの原型が製造され、スギ花粉症などの急増でマスク需要が高まり、2000年頃に一般市民のマスク着用が定着したと言われる。周辺国の中国、韓国、台湾でも、大気汚染、黄砂、PM2.5粒子を防ぐ目的から、一般市民も抵抗感なく日常的に着用する。新型コロナウイルス発生以来、マスク着用者は多数派となり、むしろ着用しない人は周りの響きを買ってしまうこともある。

一方、欧米では、サージカルマスクの使用は、医療現場、特に外科手術時に医者の飛沫を患者に移さないため用いると教育され、健康な人の感染予防効果はないと述べる専門家は少なくない。一般市民の感覚もこれに近く、そもそも風邪なら外出せず、自宅で安静にするので、感染症予防とマスクは結び付かない。オーストリアなどでは、覆面禁止法により公の場で鼻や口を隠すマスク着用は罰金刑だった。今年2月、ニューヨーク地下鉄の駅で、マスク姿のアジア系女性が男性から暴行を受け、欧州でも同様の事件が起きた。感染拡大中の中国への渡航歴があるイタリア男性国会議員は、議会でマスクを着用して他の議員に嘲笑され、騒動となった。3月にはスイスで、マスクの女性議員が連邦議会から追い出された。感染者だと受け止められ、周囲の不安を煽るとの理由だった。

感染が広がり、東アジアでマスク着用率が高まり続ける中でも、3月にはロンドン大学衛生熱帯医学大学院の研究者がマスク不要論の動画を英国公共放送BBCに公開した。感染者がマスクを着用すれば防止効果があるが、そもそも感染者は自宅にとどまるべきで、予防としてのマスク着用は徹底否定された。だが、巷では感染への懸念から、マスク姿の人が徐々に目立つようになった。そして、外出禁止令を緩和していく段階で、急転直下、マスク着用義務化が各国から示されはじめた。

世界保健機関（WHO）は、当初、新型コロナウイルス感染予防のためのマスク着用は、医療関係者以外に推奨しないとしていたが、6月5日になって姿勢を改め、最新の知見を反映した指針を公表した。人と人の距離がとれないときは着用を推奨し、特に60歳以上や、基礎疾患を抱えている人にマスクを推奨し、布マスクは異なる素材で3層以上の構造とす

る基準も打ち出した。ただ、この発表の頃には、各国はWHOの方針を聞くことなく、すでに独自の対応を進めていた。

アメリカでは、4月1日、疾病対策センター（CDC）が「新型コロナは症状を自覚する1～3日前に他人に感染させる可能性が高い」とし、「マスクは医療従事者や感染者がするもので健康な人間には不要」としてきた従来の見解を修正、着用を勧める新たな指針を発表した。中旬には、感染拡大が最も深刻なニューヨーク州が公共の場で社会的距離を維持できない場合、マスク着用を義務付ける行政命令を発令した。テキサス州では、マスクなしで外出した場合、最高1000ドルの罰金が課されることが示された。ホワイトハウスでは5月11日、感染者が内部で相次いだことから、職員に大統領の執務室があるエリアでのマスク着用を義務付けた。いつの間にか、「マスク効果なし派」に属していたはずの「感染症の第一人者」米国立アレルギー・感染症研究所の所長も大統領スピーチの後方でマスクをつけていた。

前述のオーストリアは、4月1日から店舗や公共交通機関で、ドイツでは4月下旬からベルリン州などを除くほぼすべての州で買い物時にマスク着用が義務化された。イタリアは、5月4日から外出時の着用義務化に先立ち、4月末にマスクの価格が一律1枚0.5ユーロ（約60円）に統一された。フランスでは、公共交通機関でのマスク着用が義務付けられ、それまで医療従事者限定だった販売を5月4日から一般に解禁した。スペインも5月中旬、屋内外の公共空間で対人距離を2メートル以上取れない場合、6歳以上にマスク着用を義務付ける行政命令を適用した。英国でも、とうとう6月15日から、同国でバス、鉄道、航空機、フェリーを利用する際、乗客はマスクなどで顔を覆うことが義務付けられる予定だ。

筆者は、マスクに100%の完璧な予防効果は求めない。顔の隙間やマスクの性能など考えると、感染しない保証はない。しかし、コロナウイルスの特効薬とワクチン開発は時間がかかりそうな中、ゼロよりはマシだ。少なくとも唾が飛んできたら防ぐことができる。健康でも誰もが保菌者の可能性があるという前提に立てば、日常生活にしばらくマスクは欠かせないだろう。ただ、これから高湿度と高気温の季節は、新型コロナウイルスと熱中症を同時に予防する難しいタスクが待ち受けている。

日本の厚生労働省は、5月4日、感染防止の「新しい生活様式」として、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや3密（密集、密接、密閉）を避ける等の3つの基本対策の実践を示した。同時に、マスク着用は、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることも添え、26日には、夏のコロナ対応策を公表した。日本には、苦しくても我慢してルールを守ろうとする人もいるだろうが、未知のウイルスへの対策は、先の見えない新たな挑戦だ。最初に燃え尽きないよう、無理は禁物である。

令和2年度 **わたしと年金** エッセイ募集

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開する予定です。

この取組の一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募ください。

※本エッセイ募集は、厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会および全国都道府県教育委員会連合会の後援を得ております。

応募作品

応募者ご自身や身近な方と公的年金制度とのかかわりなど、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ。

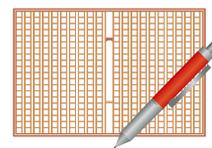
※公的年金の大切さ、社会保障としての公的年金の意義など、公的年金に関するエピソードを盛り込んだ内容であれば、なんでも結構です。

応募資格

一般、学生・生徒（中学生以上）

応募要領

- 郵送で、日本年金機構「わたしと年金」担当宛に提出してください。
 - 日本語で1,000～2,000文字以内。
 - 400字詰め原稿用紙の場合は3～5枚、word文書形式による場合はA4版原稿（40字×35行）横書き1～2頁程度。
 - 氏名、氏名ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属（会社名、学校名等）を明記してください。
- 内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。
- 応募作品は返却しません。



応募締切

2020年（令和2年）9月11日（金曜）（当日消印有効）

提出先 お問い合わせ先

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 相談・サービス推進部サービス推進グループ「わたしと年金」担当まで
電話：03-5344-1100 ※郵送のみの応募とさせていただきます。

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選
受賞者には、表彰状の授与並びに記念品を贈呈します。

発表等

日本年金機構ホームページにて発表します（11月中予定）。入賞作品は全文を掲載します。受賞者の氏名、年代、性別、住所地の都道府県を公表します。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

割引券・補助券・助成券 **申込募集中**

2020年3月にご案内いたしました、引き続き会員事業所の皆様からのお申し込みをお待ちしております。

①「ボウリング割引券」発行のご案内

愛知県社会保険協会の契約施設をご利用の際に、「割引券」を利用すると、お一人様2ゲーム以上のご利用で1ゲームが無料となります。

- ご利用対象者 会員事業所の被保険者とそのご家族
- ご利用期限 2021年3月31日（水）

②「日帰り入浴利用補助券」発行のご案内

愛知県社会保険協会の契約施設をご利用の際に、「補助券」を利用すると、入浴料金の割引を受けることができます。

- ご利用対象者 会員事業所の被保険者とそのご家族
- ご利用期限 2021年3月31日（水）

③「温泉宿泊助成券」発行のご案内

愛知県社会保険協会が契約している下呂温泉、ぎふ長良川温泉にご宿泊の際、「助成券」を利用すると、1泊につき500円割引となります。

- ご利用対象者 会員事業所の従業員とそのご家族及びご同行の方（ただし、小学生以上）
- ご利用期限 （下呂温泉）2020年12月31日（木）宿泊分まで
（ぎふ長良川温泉）2021年3月31日（水）宿泊分まで

上記①～③の割引券等は、2020年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所に対して発行いたします。申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。（申込書をFAXで請求される際、必要な申込書の種類、貴事業所の名称及びFAX番号を記入してください。）

会費納入のお礼 **ご協力ありがとうございました**

2020年度社会保険協会費の納入につきまして、早期の納入にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

なお、納入がお済みでない事業所におかれましては、5月にお送りしております「払込取扱票」により、納入していただきますようお願いいたします。

健康保険・厚生年金保険

申請書等の提出先一覧

● 郵送による書類提出にご協力をお願いいたします ●

健康保険の給付(傷病手当金等)や
任意継続(退職後の健康保険)
に関するお届けはこちらです。

ご在職中の方の健康保険・厚生年金
に関するお届けはこちらです。

ご提出先

〒450-6363
全国健康保険協会 愛知支部
名古屋市市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

郵便番号と
名称の記入
のみで届き
ます。

ご提出先

〒460-8565
日本年金機構 名古屋広域事務センター
名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル

健康保険組合にご加入の事業所は、ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

- 被保険者証再交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書

- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 傷病手当金支給申請書
- 療養費支給申請書
- 負傷原因届
- 高額療養費支給申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- 第三者等の行為による傷病届

- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書
(内払金支払依頼書・差額申請書)

- 特定健康診査受診券申請書

- 埋葬料(費)支給申請書

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者被扶養者(異動)届

従業員の採用

被扶養者の追加・削除、届出事項の変更・訂正

被保険者の届出事項の変更・訂正

再交付

給与・賞与関係

病気・ケガ・入院など

出産・育児休業

健康診断

事業所関係

退職・死亡

退職後の健康保険(任意継続)

- 被保険者資格取得届
- 70歳以上被用者該当届

- 健康保険被扶養者(異動)届
(国民年金第3号被保険者関係届)

- 被保険者住所変更届
- 被保険者氏名変更(訂正)届
- 被保険者生年月日訂正届

- 年金手帳再交付申請書

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届
- 70歳以上被用者算定基礎、月額変更、賞与支払届

- 産前産後休業取得者申出書
- 育児休業等取得者申出書(新規・延長)
- 厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届
- 育児休業等終了時報酬月額変更届

- 適用事業所名称・所在地変更(訂正)届
- 事業所関係変更(訂正)届

- 被保険者資格喪失届
- 70歳以上被用者不該当届
- 健康保険被保険者証回収不能届

ホームページ  <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
協会けんぽ

申請書はホームページからダウンロードできます。

ホームページ  <https://www.nenkin.go.jp/>
日本年金機構

社会保険 あいち No.540

— 令和2年7月発行 —

記事提供：日本年金機構大曾根地域代表年金事務所
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022
名古屋市中熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階
☎ 052-678-7330 URL <https://www.shaho-aichi.jp/>